

# 〈 入院基本料に関する事項 〉

## I 施設・看護等

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護（新看護）を行っている保健医療機関です。
2. 急性期一般入院料6の届出を行っております。
3. 一般病棟では1日14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

○朝8時30分から夕方17時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は、6名です。

○夕方17時30分から朝8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は、15名です。

4. 看護職員のうち、7割以上は看護師です。

## II 栄養指導・栄養管理

管理栄養士による外来患者様および入院患者様に対して栄養指導を行っております。特別な栄養管理を必要とする方に対し、入院患者様ごとに栄養状態の評価を実施し、栄養管理計画を作成しています。栄養管理計画に基づき患者様ごとの栄養管理の実施、栄養状態を定期的に記録評価して必要に応じて栄養管理計画を見直します。

## III 食事療養（特別管理給食）

管理栄養士によって管理された給食が適温適時で提供されています。

## IV 相談窓口

相談窓口、苦情対応は1階受付に設置してあります。

令和 6年10月 1日

院長